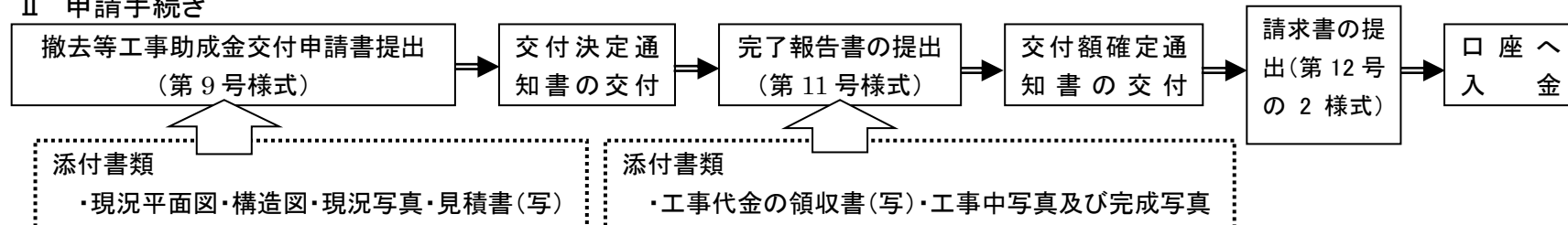


撤去等工事の助成金について

I 助成対象(区が拡幅整備工事をした協議箇所に限り、以下の助成が受けられます。)

- (1) 後退用地内の下記①～③の撤去費用。
 - ①金属製柵、ネットフェンス
 - ②万年塀、コンクリート塀、ブロック塀、大谷石積塀等(木塀を除く)
 - ③土留めのためのコンクリート擁壁・石積擁壁
- (2) 後退線上に、以下に該当する擁壁を設置する場合の費用。(建築計画上の新たな土盛り部分は助成対象外)
 - ア. 後退用地内にある擁壁を撤去し、新たに後退線付近に設置する擁壁であること。
 - イ. 前面道路と宅地の高低差が50cm以上あること。(※50cm未満の部分は助成対象外)
 ※高低差とは新たに擁壁を設置した後の宅地と前面道路との高低差をいう。ただし、当該高低差が既存宅地と前面道路との高低差を超える場合は、助成対象は既存宅地と前面道路との高低差までとなります。
- (3) 建築工事を伴わない拡幅整備で後退用地内にある水道メーターを移設する費用。(※任意の拡幅整備を選択した時のみ申請可)
- (4) 全ての助成額合わせて、助成額100万円(路線別整備は120万円)が限度額となります。

II 申請手続き



- (1) 申請時期・期限⇒協議同意日から協議書に記載されている「建物工事完了日」まで。
※申請時期は数量確認書類等不備にならないよう塀等の撤去前をおすすめします。また、交付決定までは実際の塀等撤去はおすすめしません。
- (2) 数量確認は写真で判定します。写真撮影は、別紙「撤去等工事助成に係る写真要領」を参照し、数量が正確・的確に確認できる遠景・近景写真を提出してください。(写真により数量等が確認できないと助成できません。)
- (3) 見積書(契約書含)・領収書には内訳書(助成工種内訳)・作成日時・契約者(申請者)名が必須です。

III 申請における注意点

- 撤去前・途中・撤去後の写真、見積書、領収書等の必要書類が全て揃い、書類内容が全て正しくないと助成できません。
- 助成額は実際に要した費用の一部又は全部です。
- 各項目とも、助成単価と実際に要した工事費単価とを比較し、どちらか低い方の額を助成します。
- 撤去に伴う擁壁の設置については、撤去の申請書とは別に申請書を記入し、別申請としてください。
- 撤去等工事助成金交付申請書の数量の記載は、小数点以下2位までとし3位以下を切り捨てとします。
- 助成金額は、1,000円未満を切り捨てた額となります。
- 同じ項目について他の助成制度と重複して申請はできません。(例：みどりのまちなみ助成制度の塀撤去)
- 申請前に、現況写真等をご持参のうえ、区との事前相談をお願いします。

※この交付金に関しては、区の監査委員又は外部監査人の監査を受けることがあります。

※事業予算の範囲内での制度のため、助成が受けられない場合があります。

◎助成金の工種及び単価表

工事種別		形状・寸法	単価	工事種別	形状・寸法	単価
1 既存の塀・擁壁の撤去	塀(木塀除く)	高さ=1.0~1.8m未満	1,800円/m	2 擁壁設置	高低差=0.5~1.0m未満	10,000円/m
		高さ=1.8m以上	3,600円/m		高低差=1.0~1.5m未満	22,000円/m
	擁壁	高さ=0.5~1.0m未満	2,100円/m		高低差=1.5~2.0m未満	43,000円/m
		高さ=1.0~1.5m未満	4,800円/m		高低差=2.0~3.0m未満	64,000円/m
		高さ=1.5m以上	14,000円/m		高低差=3.0m以上	86,000円/m
金属製柵・フェンス	高さ=1.5m以上	1,500円/m	3 水道施設(量水器)の移設	負担相当額の80パーセント		

隅切り用地奨励金について

I 対象(区が拡幅整備工事をした協議箇所に限り、以下の奨励金が受けられます。)

狭あい道路に接する東京都建築安全条例第2条の規定に係る隅切り用地(角敷地箇所)で、つぎの場合が対象です。

- 1 公道で、隅切り用地の土地所有権を移転(寄付)し、又は財産使用権を移譲(無償使用承諾)して公道区域に編入した場合
- 2 私道で、隅切り用地を区に依頼した整備工事で、既存L形側溝を後退移設し、道路状使用が出来るようにした場合

※事業予算の範囲内での制度のため、助成が受けられない場合があります。

II 申請手続き

隅切り用地奨励金交付申請書(第14号様式)の提出 ⇒ 交付決定通知書の交付 ⇒ 請求書(第15号の2様式)の提出 ⇒ 口座へ入金

申請時期・期限⇒協議同意日から協議書に記載されている「建物工事完了日」まで。

◎奨励金額(1箇所あたり)

- 1 上記「I 対象」の1の場合…20万円
- 2 上記「I 対象」の2の場合…5万円

お問合せ 目黒区都市整備部都市整備課狭あい道路係 電話 03-5722-9729(直)